

京都大学△△△放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に基づき、京都大学△△△（以下「本事業所」という。）における放射性同位元素、放射性汚染物及び放射線発生装置の取扱いを定めることにより、これらによる放射線障害を防止し、もって学内外の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素 法第2条第2項に定める放射性同位元素
- (2) 放射化物 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物
- (3) 放射性汚染物 前号に定めるもののほか、放射性同位元素によって汚染された物
- (4) 放射性同位元素等 放射性同位元素及び放射性汚染物
- (5) 放射線発生装置 法第2条第5項に定める放射線発生装置
- (6) エックス線等装置 京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程（令和元年達示第50号。以下「規程」という。）第2条第5号に定めるエックス線等装置
- (7) 事業所 法第3条第1項の規定に基づき使用の承認を受けた者及び法第3条の2第1項の規定に基づき使用の届出をした者
- (8) 取扱等業務 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務
- (9) 学内登録者 本学の教職員又は学生であって、取扱等業務に従事するための登録を環境安全保健機構長（以下「機構長」という。）から受けたもの
- (10) 派遣等登録者 学外者であって、本学の業務として取扱等業務に従事するための登録を機構長から受けたもの
- (11) R I 登録者 学内登録者及び派遣等登録者
- (12) R I 従事者 本事業所において取扱等業務に従事することを許可された者
- (13) 使用施設 放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する施設
- (14) 貯蔵施設 放射性同位元素を貯蔵する施設
- (15) 廃棄施設 放射性同位元素等を廃棄する施設
- (16) 放射線施設 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設
- (17) 管理区域 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。）第1条第1号に定める管理区域
- (18) 使用区域 管理区域以外の場所であって、放射性同位元素等の規制に関する法律施

行令（昭和35年政令第259号）第1条に定める下限数量（以下「下限数量」という。）以下の密封されていない放射性同位元素の取扱い及び管理を行う事業所内の場所

（組織）

第3条 本事業所における安全管理に関する組織は、別図のとおりとする。

2 ○○○長は、本事業所における安全管理を統括する。

（施設長）

第4条 本事業所の放射線施設に、施設長を置く。

2 施設長は、本学の教職員のうちから、○○○長が指名する。

（放射線取扱主任者及びその代理者）

第5条 ○○○長は、本事業所における放射性同位元素等及び放射線発生装置による放射線障害の防止について監督を行わせるため、法第34条第1項の規定に基づき、本事業所に少なくとも1名の放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任する。

2 ○○○長は、前項の主任者に対し、法第36条の2第1項の規定に基づき、機構長が放射線管理要領（令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定。以下「要領」という。）で定める期間に放射線取扱主任者定期講習を受けさせなければならない。

3 ○○○長は、主任者が旅行、疾病その他事故により主任者の職務を行うことができない場合に、職務を行うことができない期間中主任者の職務を代行させるため、法第37条第1項の規定に基づき本事業所に少なくとも1名の主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任する。

4 代理者は、主任者を兼ねることはできない。

5 ○○○長は、複数の主任者又は代理者を選任した場合は、それぞれの役割を△△△放射線障害防止内規（以下「事業所内規」という。）に定めなければならない。

6 ○○○長は、主任者若しくは代理者を選任し、又は解任したとき及び代理者の代理の期間が30日を超えることが判明したときは、環境安全保健機構（以下「機構」という。）に報告するものとする。

7 主任者及び代理者の選任及び解任の責任者は、○○○長とする。

8 主任者及び代理者の選任及び解任の方法については、事業所内規に定める。

（主任者及び代理者の職務並びに意見の尊重）

第6条 主任者の職務は、機構長が要領に定める。

2 代理者は、主任者が職務を行うことができない期間中、その職務を代行する。

3 ○○○長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。

4 主任者は、○○○長に対し、第8条の放射線障害防止委員会の開催を要求することが

できる。

(放射線管理責任者)

第7条 ○○○長は、本事業所における放射線障害の防止に係る実務を行わせるため、本事業所に少なくとも1名の放射線管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任する。

- 2 管理責任者の職務は、機構長が要領に定める。
- 3 管理責任者は、主任者を兼ねることはできない。

(放射線障害防止委員会)

第8条 ○○○長は、本事業所における放射線障害の防止に関する事項を調査審議するため、本事業所に放射線障害防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) ○○○長
 - (2) 主任者
 - (3) 代理者
 - (4) 施設長
 - (5) 管理責任者
 - (6) その他○○○長が必要と認める者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員会は、本事業所における放射線障害の防止について機構と必要な連絡調整を行い、必要に応じて機構に助言又は指示を求めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、事業所内規に定める。

(新規教育訓練)

第9条 本事業所において初めて取扱等業務に従事しようとする者は、次の各号に掲げる項目及び時間数の教育訓練を受講しなければならない。

- (1) 放射線の人体に与える影響 30分
 - (2) 放射線の安全取扱に関する基礎 1時間
 - (3) 密封された放射性同位元素の安全取扱 30分
 - (4) 密封されていない放射性同位元素の安全取扱 30分
 - (5) 放射線発生装置及びエックス線等装置の安全取扱 30分
 - (6) 放射線に関する事故事例 30分
 - (7) 法令、この規程及び事業所内規 30分
- 2 前項の教育訓練の責任者は、施設長とする。
 - 3 R I登録者にあつては、第1項各号に掲げる項目のうち第1号から第6号まで並びに第7号の法令及びこの規程についての教育訓練を、規程第11条第1項の教育訓練にお

いて行う。

- 4 第1項各号に掲げる項目の受講の省略については、事業所内規に定める。

(再教育訓練)

第10条 本事業所で取扱等業務に従事するR I 従事者は、前回の教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年以内に、再教育訓練を受講しなければならない。

- 2 再教育訓練の項目及び時間数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放射線の人体に与える影響 15分

- (2) 密封された放射性同位元素、密封されていない放射性同位元素、放射線発生装置及びエックス線等装置の安全取扱並びに放射線に関する事故事例 30分

- (3) 法令、この規程及び事業所内規 15分

- 3 再教育訓練の責任者は、施設長とする。

- 4 R I 登録者にあつては、第2項各号に掲げる項目のうち同項第3号の事業所内規を除く全ての項目についての再教育訓練を、規程第12条第1項の登録者教育訓練において行う。

- 5 第2項各号に掲げる項目の受講の省略については、事業所内規に定める。

(健康診断)

第11条 本事業所において初めて取扱等業務に従事しようとする者は、従事前健康診断を受診しなければならない。

- 2 本事業所において取扱等業務に従事するR I 従事者は、4月1日及び10月1日を始期とする6月の間にそれぞれ1回、定期健康診断を受診しなければならない。

- 3 従事前健康診断及び定期健康診断の項目は、機構長が要領に定める。

- 4 従事前健康診断及び定期健康診断の責任者は、施設長とする。

- 5 機構が実施する従事前健康診断を以前に受診したことのある者及び要領に定める従事前健康診断の項目と同じ項目の健康診断を受診し、その結果の写しを提出した者は、産業医が認めた場合、第1項の従事前健康診断を受診したものとみなす。

- 6 要領に定める定期健康診断の項目と同じ項目の健康診断を第2項の定期健康診断を受診すべき期間中に受診し、その結果の写しを提出した者は、当該期間内における第2項の定期健康診断を受診したものとみなす。

(特別健康診断)

第12条 ○○○長は、本事業所の境界内において機構長が要領に定める事項に該当する者が生じた場合は、当該者に遅滞なく健康診断を受けさせなければならない。

- 2 前項の健康診断（以下「特別健康診断」という。）の責任者は、○○○長とする。

- 3 特別健康診断の項目は、診断を行う医師が決定する。
- 4 ○○○長は、特別健康診断の結果を機構長に報告しなければならない。
- 5 ○○○長は、機構長の指示に従い、特別健康診断を受けさせたR I 従事者について、次の各号に掲げる保健上必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 作業時間の短縮
 - (2) 管理区域への立入禁止
 - (3) 被ばくのおそれの少ない業務への配置転換
 - (4) その他機構長が必要と判断した措置
- 6 ○○○長は、RI 従事者以外の者であって特別健康診断を受けさせたものについて機構長が指示する保健上必要な措置を講じなければならない。

(健康診断の記録)

第13条 前2条の健康診断の記録並びにその保存及び受診者への交付については、機構長が要領に定める。

(従事者の申請)

- 第14条 本事業所において取扱等業務に従事しようとする者は、事業所内規に定める様式により施設長に申請しなければならない。
- 2 初めて本事業所において取扱等業務に従事しようとする学外者（派遣等登録者を除く。）が前項の申請をしようとする場合は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 初めて管理区域に立ち入る前に受講した教育訓練の項目及び時間数を示す書類（当該教育訓練を2017年度以前に受講した場合は、受講したことを示す書類）
 - (2) 前回の教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年以内に受講すべき教育訓練を受講したことがある者にあつては、直近に受講したものの項目及び時間数を示す書類
 - (3) 直近に受診した第11条第1項の従事前健康診断又は同条第2項の定期健康診断と同じ項目の健康診断の記録の写し
 - 3 本事業所において取扱等業務への従事の許可を受けたことがある学外者（派遣等登録者を除く。）が第1項の申請をしようとする場合は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 初めて管理区域に立ち入る前に受講すべき教育訓練又は前回の教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年以内に受講すべき教育訓練のうち、直近で受講したものの項目及び時間数を示す書類（当該教育訓練が初めて管理区域に立ち入る前に受講した教育訓練であつて、2017年度以前に受講したものである場合は、受講したことを示す書類）
 - (2) 直近に受診した第11条第1項の従事前健康診断又は同条第2項の定期健康診断と

同じ項目の健康診断の記録の写し

(従事前教育)

第15条 施設長は、前条第1項の申請を行った者に対し、事業所内規に係る教育その他本事業所における取扱等業務に当たり必要な教育（以下「従事前教育」という。）を実施しなければならない。

- 2 施設長は、前条第1項の申請を行った者について、第9条第1項又は第10条第1項で受講すべきこととされている教育訓練のうち不足している項目又は時間数があると認めた場合、当該申請者に対して不足分を補う教育を、従事前教育において行うことができる。
- 3 従事前教育の項目及び時間数は、事業所内規に定める。
- 4 従事前教育の責任者は、施設長とする。

(従事の許可)

第16条 施設長は、第14条第1項の申請を行った者が、第9条第1項若しくは第10条第1項の教育訓練又はこれに相当する教育訓練を受講し、かつ、第11条第1項若しくは第2項の健康診断又はこれと同じ項目の健康診断を受診していることを確認できた場合に、本事業所における取扱等業務への従事を許可する。

- 2 前項の許可は、当該許可を受けた年度内に限り有効とする。
- 3 管理責任者は、本事業所における取扱等業務への従事を許可した者の氏名、性別、所属部局若しくは受入部局又は所属機関、従事前教育の受講日及び前条第2項の教育を行った場合はその内容を記録した一覧を、年度ごとに作成するものとする。
- 4 前項により作成した一覧は、取扱等業務への従事を許可した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存する。

(R I 従事者以外の者の管理区域への立入)

第17条 本事業所において放射性同位元素等又は放射線発生装置に関わらない設備若しくは施設の修理若しくは保守を行い、又は施設を見学するR I 従事者以外の者であって、事業所内規に定める者が認めたもの（以下「一時立入者」という。）は、管理区域に一時的に立ち入ることができる。

- 2 一時立入者に対して行う教育訓練、被ばく線量の測定及びそれらの記録については、事業所内規に定める。
- 3 前項の記録は、当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存する。

(外部被ばくの測定)

第18条 本事業所におけるR I 従事者が管理区域に立ち入る間の外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う。

- (1) 機構が配付する個人被ばく線量計
- (2) 施設長が配付する個人被ばく線量計
- (3) 計算

2 前項第1号の方法による測定は機構が、前項第2号又は第3号の方法による測定は施設長が行う。

3 第1項の測定の責任者は施設長とし、測定の方法は施設長が指定する。

4 第1項第3号の方法は、第1項第1号又は第2号の方法により測定することが著しく困難な場合以外は行ってはならない。

5 第1項の測定の結果は、主任者（当該測定の対象となるR I 従事者の所属部局又は受入部局が事業所を持たない部局の場合は、放射性同位元素総合センター又は放射性同位元素総合センター分館の主任者）が確認する。

6 第1項の測定においては、次の各号に掲げる項目（第1項第3号の方法による測定の記録においては、第3号を除く。）を記録する。

- (1) 対象者の氏名
- (2) 測定した者の氏名
- (3) 個人被ばく線量計の種類及び型式
- (4) 測定期間
- (5) 測定方法
- (6) 対象となる部位
- (7) 測定結果

7 第1項第1号の方法による測定の記録は、機構が行う。

8 第1項第2号及び第3号の方法による測定の記録は、施設長が行う。

9 施設長は、R I 登録者にかかる前項の記録を、機構に通知するものとする。

（内部被ばくの算定）

第19条 施設長は、作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所（以下「作業室等」という。）に立ち入るR I 従事者の内部被ばくによる線量を、機構が測定した作業室等の空気中の放射性同位元素の濃度（以下「空气中濃度」という。）の測定値から機構長が要領に定める方法によって、4月1日を始期として3月ごとに1回算定する。

2 前項の規定にかかわらず、施設長は、作業室等において取扱等業務に従事する女子が妊娠の事実を申し出た場合、当該女子が出産するまでの間の内部被ばくによる線量を、空气中濃度の測定値から機構長が要領に定める方法によって、1月ごとに1回算定する。

3 前2項の算定の責任者は、施設長とする。

- 4 第1項及び第2項の線量は、主任者が確認する。
- 5 施設長は、第1項又は第2項の算定の対象となったR I従事者の氏名、算定日時、算定した者の氏名及び算定結果について記録し、これらを機構に通知する。

(被ばくによる線量の記録と交付)

第20条 R I登録者であるR I従事者に係る前2条の測定及び算定の結果の記録及び交付については、機構長が要領に定める。

- 2 施設長は、R I登録者以外のR I従事者について、前2条の測定及び算定の結果から、実効線量及び等価線量を算定し、当該算定に係る対象者の氏名、算定年月日、算定した者の氏名、算定対象期間、実効線量及び等価線量並びに組織名について記録する。
- 3 施設長は、前項の算定の都度、当該算定の結果及び前2条の測定及び算定の結果の記録の写しを、R I登録者以外のR I従事者に交付するものとする。
- 4 前項における交付の方法は、事業所内規に定める。
- 5 施設長は、前項で交付した内容を永久に保存する。

(放射線施設の新設改廃等)

第21条 ○○○長は、本事業所において、放射線施設を新設し、又は改廃しようとする場合及び放射性同位元素等の数量変更等による法令等に基づいた承認申請又は届出をしようとする場合、あらかじめ機構に申請し、その了承を得なければならない。

(放射線施設の維持管理)

第22条 ○○○長は、本事業所の放射線施設の位置、構造及び設備が法令等に定める技術上の基準に適合するように維持管理しなければならない。

- 2 施設長は、法令等に定める基準に基づき、本事業所の放射線施設に標識を付さなければならない。
- 3 施設長は、管理区域入口及び管理区域内の見やすい場所に、注意事項を掲示しなければならない。
- 4 注意事項を掲示する場所及び内容については、事業所内規に定める。

(放射線施設の調査及び点検)

第23条 ○○○長は、本事業所の放射線施設の位置、構造及び設備が法令等に定める技術上の基準に適合し、並びに本事業所が所有する放射性同位元素等及び放射線発生装置が法令等に定める使用、保管及び廃棄の基準に適合しているかどうかを定期的に点検させなければならない。

- 2 前項の点検を行う者(以下「点検者」という。)は、主任者が推薦し、施設長が指名する。

- 3 点検者は、主任者を兼ねることはできない。
- 4 点検の項目等第1項の点検において必要な事項は、機構長が要領に定める。
- 5 点検者は、異常の有無その他の第1項の点検の結果を記録しなければならない。
- 6 点検者が異常を認めた場合の報告、措置を講じる手順及び講じた措置の記録については、事業所内規に定めるものとする。
- 7 前2項の記録は、主任者が確認したうえで、〇〇〇事務部において、当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存する。

(臨時の調査及び点検)

第24条 前条に定めるもののほか、委員会は、必要と認めるときは委員会が指名した者に随時に点検を行わせることができる。

- 2 前項の点検の項目は、委員長が定める。
- 3 第1項の点検の記録については、主任者が確認したうえで、〇〇〇事務部において当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存する。

(機構の調査及び点検)

第25条 本事業所は、機構が実施する調査及び点検を受けなければならない。

- 2 前項の調査及び点検の時期、方法及び項目については、機構長が要領に定める。
- 3 〇〇〇長は、第1項の調査及び点検の結果に基づいて機構が指示する改善の措置を速やかに講じ、その結果を機構に報告しなければならない。

(放射線管理状況報告書)

第26条 〇〇〇長は、機構を通じて、放射線管理状況報告書を法令等に定められた期限までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の放射線管理状況報告書は、管理責任者が作成し、主任者がその内容を確認するものとする。
- 3 〇〇〇事務部は、第1項により提出した放射線管理状況報告書の写しを、当該提出を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

(記帳)

第27条 本事業所における法令等に定められた帳簿の記帳に関する責任者は、施設長とする。

- 2 管理責任者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に係る事項並びに放射線発生装置の使用に係る事項を記載する帳簿を備え、毎年3月31日(事業所の廃止を行う場合にあっては廃止日)に当該帳簿を閉鎖しなければならない。
- 3 取扱等業務に従事した者は、当該従事した業務の内容に応じ、前項の帳簿に事業所内

規に定める項目を記載しなければならない。

- 4 主任者は、前項の記載の内容を確認しなければならない。
- 5 帳簿は、〇〇〇事務部において、当該帳簿の閉鎖を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

(放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定)

第28条 本事業所における放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定（以下「放射線の量及び汚染の状況の測定」という。）の責任者は、施設長とする。

- 2 放射線の量及び汚染の状況の測定は、〇〇〇長が指名した者が行い、その結果を記録する。
- 3 放射線の量及び汚染の状況の測定の方法、箇所及び頻度、測定結果の評価方法並びに測定において記録する事項は、事業所内規で定める。
- 4 主任者は、第2項の記録を確認し、汚染があると認めた場合は、管理責任者に要領で定められた措置を講じるよう指示するものとする。
- 5 前項の指示を受けた管理責任者は、必要な措置を講じ、その内容を記録するものとする。
- 6 第2項及び前項の記録は、〇〇〇事務部において、当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(使用等の責任者)

第29条 本事業所における放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に係る責任者は、施設長とする。

- 2 本事業所における放射性同位元素等の受入れ及び払出しに係る責任者は、施設長とする。
- 3 本事業所における放射性同位元素の保管に係る責任者は、施設長とする。
- 4 本事業所における放射性同位元素等の保管廃棄に係る責任者は、施設長とする。
- 5 本事業所における本事業所から放射性同位元素等を払い出す場合の運搬に係る責任者は、施設長とする。
- 6 本事業所における放射化物の管理、廃棄その他の取扱いの責任者は、施設長とする。

(使用等に関し必要な事項)

第30条 本事業所における放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に関し必要な事項は、事業所内規に定める。

- 2 本事業所における放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関し必要な事項は、事業所内規に定める。

- 3 本事業所における放射性同位元素の保管に関し必要な事項は、事業所内規に定める。
- 4 本事業所における放射性同位元素等の保管廃棄に関し必要な事項は、事業所内規に定める。
- 5 本事業所から放射性同位元素等を払い出す場合の運搬に関し必要な事項は、事業所内規に定める。
- 6 本事業所における放射化物の管理、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項は、事業所内規に定める。
- 7 本事業所の使用区域における下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の数量の確認方法その他の取扱いに関し必要な事項は、事業所内規に定める。

(遵守事項)

第31条 RI従事者は、主任者及び管理責任者の指示に従い、事業所内規に定める遵守事項を厳守しなければならない。

(排水設備による廃棄)

第32条 本事業所の排水設備による放射性同位元素等の廃棄に係る責任者は、施設長とする。

- 2 排水設備による排水の時期及び方法、排液中の放射性同位元素の濃度の測定方法、希釈及び排水の可否判断、これらの方法並びに測定及び可否判断の結果の記録等、排水設備による放射性同位元素等の廃棄に関し必要な事項については、事業所内規に定める。

(排気設備による廃棄)

第33条 本事業所の排気設備による放射性同位元素等の廃棄に係る責任者は、施設長とする。

- 2 排気中の放射性同位元素の濃度の測定方法及び濃度限度以下であることの確認方法、これらの方法並びに測定及び確認の結果の記録、排気設備の維持管理等、排気設備による放射性同位元素等の廃棄に関し必要な事項については、事業所内規に定める。

(事故、災害等の発生時の措置等)

第34条 本事業所において放射性同位元素等及び放射線発生装置の盗取、所在不明その他の事故が発生した場合並びに地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合における情報提供において提供すべき項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染の状況等による本事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量

(4) 応急の措置の内容

(5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果

(6) 事故の原因

- 2 前項に定めるもののほか、本事業所において放射性同位元素等及び放射線発生装置の盗取、所在不明その他の事故が発生した場合並びに地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合における通報、措置、対応体制、情報提供等に関し必要な事項は、京都大学危機管理規程（平成23年達示第64号）の定めるところによる。

（報告）

第35条 ○○○長は、放射性同位元素の盗取又は所在不明その他の事業所内規に定める事象が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 2 ○○○長は、前項の報告を行ったとき及び法令等若しくはこの規程に著しく違反し、又は違反するおそれがある者がいるときは、機構長に報告し、その指示に従わなければならない。

（業務改善）

第36条 ○○○長は、第23条から第25条までに定める調査及び点検の結果に基づき、継続的に本事業所における放射線障害の防止に係る業務の改善を行わなければならない。

- 2 ○○○長は、前項の改善に当たっては、本事業所の実態、事故・故障の事例、最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、当該評価を踏まえた改善を行う手順を事業所内規に定めるものとする。

- 3 第1項により行った改善については委員会が評価し、改善措置の内容は○○○事務部において記録するものとする。

（放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例）

第37条 ○○○長は、法施行規則第22条の3第1項の規定を適用しようとする場合、あらかじめ事業所内規に必要な事項を規定しなければならない。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。